

死亡保険金にかかる税金の例

保険料を支払う人 (契約者)	保険がかけられる人 (被保険者)	保険金を受け取る人 (受取人)	税金の種類
夫	夫	妻	相続税
夫	妻	夫	所得税・住民税
夫	妻	子ども	贈与税

夫が保険料を払って自分に保険をかけ、妻が保険金を受け取る場合、夫から妻への相続税、贈与税のいずれかが課される。〔表参照〕。

■ケース1



お力ネ

家計の扱い手が亡くなつた場合などに備える生命保険。死亡保険金に課される税金は、契約形態によって異なる。契約によつては、多額の税金を払わなくてはならないこともあります、注意したい。

死亡保険金にかかる税金

■ケース1で、妻が夫の死亡保険金と遺産をすべて相続する場合

合わせて

1億6000万円まで非課税

保険金以外の相続財産	非課税分 1500万円を差し引いた保険金	保険金のうち 1500万円が非課税
法定相続人数×500万円		

※法定相続人は妻と子ども2人と仮定

■ケース2の計算式

※死亡保険金、払い込み保険料、給与所得の金額はいずれも仮定

$$\begin{array}{cccc}
 & \text{払い込み保険料} & \text{一時所得の特別控除額} & \text{一時所得の金額} \\
 \text{死亡保険金} & 1000\text{万円} - 150\text{万円} & - 50\text{万円} = 800\text{万円} & \\
 \\
 & \text{給与所得の金額} & & \text{総所得金額} \\
 & 500\text{万円} + 800\text{万円} \times 1/2 = 900\text{万円} & &
 \end{array}$$

■死亡保険金にかかる税金の注意点

- ・相続税は、死亡翌日から10か月以内に税務署に申告、納税する。所得税と贈与税は、保険金を受け取った翌年の3月15日までに、確定申告と納税が必要となる。
- ・所得税がかかる場合は、給与など他の所得と合算して課税される。
- ・税務署への申告が必要な場合、怠ると、延滞税や重加算税が課されることもある（清田さん、森さんの話をもとに作成）



相続財産とみなされ、相続税がかかる。税額は、保険金とその他の相続財産を足した遺産総額に基づいて算定される。

死亡保険金は、残された家族の生活を支えるという目的があるため、妻など相続人が受け取る場合「500万円×

法定相続人の数」が非課税となる。妻と2人の子どもがいるケースでは、1500万円を保険金から差し引いたうえで課税財産に加える。仮に妻が遺産を全額相続すると、課税財産は1億6000万円ま

でなら非課税となる。夫が保険料を払って妻に保険をかけ、夫が保険金を受け取る場合は、一時所得とみなされ、夫に所得税がかかる。払い込んだ保険料と一時所得の特別控除額（最高50万円）を保険金から差し引いた額が、所得の半額となる。一時所得の控除を経て、課税

所得金額が算出される。課税所得に応じ住民税もかかる。

■ケース3

社の担当者や、各社のコールセンターに相談を」と話す。

契約形態で異なる課税

■申告忘れずに

税の申告を怠ると、延滞税や重加算税が課される可能性もある。生命保険文化センターの森啓太さんは「契約形態が分かれば税額を想定しやすい。不明な点は、生命保険会社の担当者や、各社のコールセンターに相談を」と話す。

代表税理士、清田幸弘さんは「保険金以外に大きな財産がない場合は、よほど多額の保険契約をしていない限り、妻に相続税はかかるでしょ」と話す。

夫が保険料を払って妻に保険をかけ、夫が保険金を受け取る場合は、一時所得とみなされ、夫に所得税がかかる。払い込んだ保険料と一時所得の特別控除額（最高50万円）を保険金から差し引いた額が、所得の半額となる。一時所得の控除を経て、課税

所得金額が算出される。課税所得に応じ住民税もかかる。

夫が保険料を払って妻に保険をかけ、孫を受取人にした場合も、祖父から孫への贈与に余裕のある祖父が息子に保険をかけ、孫を受取人にした場合も、孫に課税されることもあります」と清田さん。

夫が保険料を払って妻に保険をかけ、子どもが受取人となる場合は、夫から子どもへの贈与とみなされ、子どもに贈与税がかかる。基礎控除額（110万円）を上回った分が課税され、税率は他の税金よりも高いことが多い。「家計

より高いことが多い。」「家計